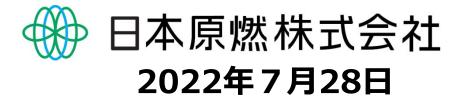
# 2022年度 原子力事業者防災業務計画の修正について(案) (概要版)



## 背景•経緯



#### 1. 背景·経緯

原子力事業者防災業務計画は、原子力災害対策特別措置法 第7条に基づき、毎年検討を加え、必要な箇所の修正を行っている。

今回は、記載の適正化(濃縮、埋設、再処理と共通内容)、緊急時モニタリングセンターへの派遣要員増に伴う修正、事業部対策本部の組織と職務の追加に伴う修正(濃縮)、原子力防災資機材等の見直しに伴う修正(再処理、濃縮、埋設)、副原子力防災管理者の職位に関する記載の見直しに伴う修正(埋設)などの修正を行う。

内容は、以下のとおり。

#### 2. 内容

### (1)記載の適正化

- ①医療機関との連携の明確化(オンサイト医療)
- ②オフサイトセンター、緊急時モニタリングセンターの対応窓口の明確化
- ③全社対策本部の組織と職務の追加に伴う修正(要員増)
- ④用語の定義の適正化
- ⑤事前読み替え対応内容
- ⑥その他記載の適下化
- (2) 緊急時モニタリングセンターへの派遣要員増に伴う修正 【各事業部共通内容】
- (3) 事業部対策本部の組織と職務の追加に伴う修正 【濃縮】
- (4)原子力防災資機材等の見直しに伴う修正 【再処理、濃縮、埋設】
- (5) 副原子力防災管理者の職位に関する記載の見直し【埋設】